

第1回吹田市文化振興審議会作業部会での検討事項(案)

資料2

No	変更内容	変更前	変更後	備考
1	計画の名称について、呼称を「吹田市文化政策ビジョン」とする。	第2次吹田市文化振興基本計画	吹田市文化政策ビジョン ー第2次吹田市文化振興基本計画ー	
2	「文化芸術」と表記されている箇所を「文化・芸術」に修正	文化芸術	文化・芸術	芸術、芸術文化は文化・芸術に統一
3	「全て」のひらがな表記について、大綱Ⅰのみひらがなで表記	文化を全ての人に	文化を <u>すべて</u> の人に	「全て」の漢字表記は公用文の規定による
4	大綱Ⅰ施策2について修正	鑑賞と発表の機会の充実	鑑賞と <u>創造</u> と発表の機会の充実	
5	大綱Ⅰ施策3について修正	情報発信と関心が深まる環境づくり	情報 <u>交流</u> と関心が深まる環境づくり	「情報発信」の場合は主語が行政のため、市民主体の表現に変更
6	大綱Ⅱの説明文「持続的に発展するまちを目指します。」を大綱Ⅲに移動する。	大綱Ⅱ説明文 文化・芸術を支える人が育つ環境を整え、文化・芸術が持つ創造性を大切に、 <u>持続的に発展するまちを目指</u> します。また、伝統文化や無形・有形文化財をはじめ、地域に息づく文化を「守り」、「活用」し次世代に引き継ぎます。	大綱Ⅲ説明文 「福祉」、「教育」、「多文化共生」、「コミュニティ」、「まちづくり」等様々な分野で文化・芸術をいかすことにより、人を元気にし、一人ひとりが、豊かさを実感できる <u>持続的に発展するまちを目指</u> します。	
7	大綱Ⅱ施策1について暫定的に修正	アーティストや指導者への育ち	<u>文化・芸術の担い手や支え手</u> への育ち	
8	大綱Ⅲについて修正	まちに文化をーいかすー	文化がまちを耕すーいかすー	他大綱と主語の兼ね合いについて検討
9	計画の対象範囲、文化政策の主体・役割の定義について	—	—	文化の範囲について、会長と事務局で精査(別紙1参照)
10	2章 第1次吹田市文化振興基本計画の総括の「今後の課題」について (P11)		①「第3章で詳しく述べるように、気候変動や災害、人口動態、社会包摂・共生社会、文化多様性と表現の自由の保証などへの対応も、今後の課題となります。」を追記。 ②市民意識調査から課題を考察し追記(今後、作業部会で検討)	
11	施策1-2の「◆現状」について			「全ての人々が文化形成の主体となり、芸術表現の当事者となることで、市民社会づくりと社会課題の解決に参画できる文化的民主主義の実現を目指します。」の文言を追記する。